

第1 貸借対照表の要旨

年度(又は 期)決算公告

本店の所在地

会社名

代表取締役 氏 名

貸借対照表( 年 月 日現在)の要旨

(少額短期保険株式会社)

(単位:千円)

資 産	金 額	負債及び純資産	金 額
現金及び預貯金	△	保険契約準備金	△
有価証券		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債	
貸付金		退職給付引当金	
その他資産		役員退職慰労引当金	
前払年金費用		価格変動準備金	
繰延税金資産		繰延税金負債	
供託金		負債の部合計	
貸倒引当金		資本金	
		新株式申込証拠金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
	利益剰余金		
	利益準備金		
	その他利益剰余金		
	自己株式		
	自己株式申込証拠金		
	株主資本合計		
	その他有価証券評価差額金		
	繰延ヘッジ損益		
	土地再評価差額金		
	評価・換算差額等合計		
	株式引受権		
	新株予約権		
	純資産の部合計		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1) 継続企業的前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業的前提をいう。以下同じ。)

に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象

又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
  - ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (3) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
  - ② 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
- (4) 保険業法第272条の18において準用する同法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (5) 保険業法施行規則第211条の37第1項第3号ロ(9)に規定する比率
- (6) 契約者配当準備金の配当支払による取崩額並びにその他資産及びその他負債の主な内訳
- (7) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額
- (8) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

第2 損益計算書の要旨

損益計算書 { 年 月 日から  
年 月 日まで } の要旨

(少額短期保険株式会社)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益 保 險 料 等 収 入 保 險 料 再 保 險 収 入 資 産 運 用 収 益 そ の 他 経 常 収 益	
経常費用 保 險 金 等 支 払 金 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 資 産 運 用 費 用	

事 そ の 他	業 経 常 費	費 用
経常利益（又は経常損失）		
特別利益		
特別損失		
価 格 変 動	準 備 金	繰 入 額
そ の 他	特 別	損 失
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		
法 人 税	及 び	住 民 税
法 人 税	等	調 整 額
法 人 税	等	合 計
当期純利益（又は当期純損失）		

（記載上の注意）

- 1 1株当たり情報に関する次に掲げる事項を注記すること。
  - (1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
  - (2) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨
- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。